

第1章 計画の概要

1 計画改定の背景と目的

(1) 第2次 Edogawa ごみダイエツトプラン策定にあたって

江戸川区では平成12年4月の東京都からの清掃事業の移管以降、区民、事業者、区が一体となって清掃・リサイクル事業に取り組んでおり、区民のごみ減量意識は確実に広がっています。

平成28年3月には令和3年度までを計画期間とした「第3期 Edogawa ごみダイエツトプラン」を策定し、より一層のごみ減量・リサイクル施策を推進、また、地球温暖化防止にも積極的に取り組む環境先進都市「エコタウンえどがわ」を目指してきました。しかし、第3期 Edogawa ごみダイエツトプランの策定後、循環型社会の形成をめぐる社会情勢は大きく変化しています。

平成27年9月の国連サミットでは、平成28年から令和12年までの国際目標である「持続可能な開発目標 (SDGs)」が示されました。SDGsは17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されており、環境・経済・社会の3つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。区は、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向けてSDGsに積極的に取り組んでおり、ごみに関連する様々な課題に対してもSDGsの視点から積極的に取り組んでいく必要があります。

国では、平成30年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画が策定され、家庭系食品ロス量を2030年度までに2000年度の半減、一人1日あたりの家庭ごみ排出量を2025年度までに約440gとすることが目標とされました。また、東日本大震災以降も毎年のように大規模な災害が発生していることを受けて、万全な災害廃棄物処理体制を構築することが求められています。

さらに、海洋プラスチックの問題やプラスチック焼却に伴い発生する温室効果ガスの問題などを受けて、令和4年にはプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されるなど、プラスチック資源の循環を促進する重要性が高まっています。

区では、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロス削減のための取り組みとして、「えどがわ食べきり推進運動」を展開し、平成28年度から食べきり推進店、平成29年度からは30・10運動を実施してまいりました。令和3年6月には更なる食品ロス削減に向けて、江戸川区食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロスの削減に取り組んでいます。また、平成28年4月からは、燃やさないごみの小型家電リサイクルを開始するなど、新たな品目のリサイクルも推進しています。

近年多発している災害への対応としては、令和元年10月の江戸川区災害廃棄物処理計画策定、令和元年台風15号、19号における職員の被災地派遣などにより、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理できるよう災害時の対応力向上に努めています。また、令和2年から世界的に大流行した新型コロナウイルス感染症の影響下においても、区民の生活環境を守るため、ごみ処理体制の確保に努め清掃事業を継続させてきました。

このように、区では環境先進都市「エコタウンえどがわ」を目指す取り組みを推進してきました。しかし、江戸川区では、区民一人1日あたりの収集ごみ量は減少傾向にあるものの、減少幅は縮小しており、令和元年度には増加に転じました。また、毎年のように発生している大規模な災害への対応に加え、新型コロナウイルス感染症等の影響下においても区民の生活を守るため適正なごみ処理を行うことが求められています。このような状況を踏まえ、ごみ減量・リサイクル施策をより一層推進し、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指すため、第2次 Edogawa ごみダイエツトプランを策定しました。

(2) 中間改定にあたって

令和3年度に本計画を策定以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行し、世界的なインフレーションが日本にも波及して、物価高騰が顕著になるなど、区民の生活は大きく変化しています。そして、この間、循環型社会の形成をめぐる社会情勢も大きく変化してきています。

国では、令和4年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、令和6年8月に第五次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。サーキュラーエコノミーへの移行を鍵としており、環境面の課題を解決するにとどまらず、経済安全保障、地方創生など質の高い生活をもたらすことを掲げています。

また、区内では、食品ロスの削減に向けて、食品ロスもったいない絵本コンテストの実施し、上述の国の法改正を受けて、製品プラスチックの回収に向けた基礎調査を実施するなど、区の課題、時代の変化に合わせて様々な施策を進めてきました。

このように区民の生活や社会情勢が変化する中で、区内で発生する廃棄物の量にも変化が表れました。令和2年度の目標設定時に推計量を大きく下回り、本計画において令和13年度の達成目標としていた数値を令和5年度に達成できました。

中間改定にあたっては、近年の急激なごみの量の減少を踏まえ、また、2100年にかけて人口が減少し、歳入が減少していくこと踏まえ、新たに目標を設定するとともに、令和13年度までの取り組みについて、見直しを行いました。

2 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」）第6条第1項及び江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第29条に基づき、江戸川区の清掃・リサイクル事業の指針として策定するものです。なお、本計画は、江戸川区の上位計画である「江戸川区共生社会ビジョン」を踏まえて策定します。本計画では、廃棄物処理の観点から、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指しています。

図1-1 本計画と関係法令の関係

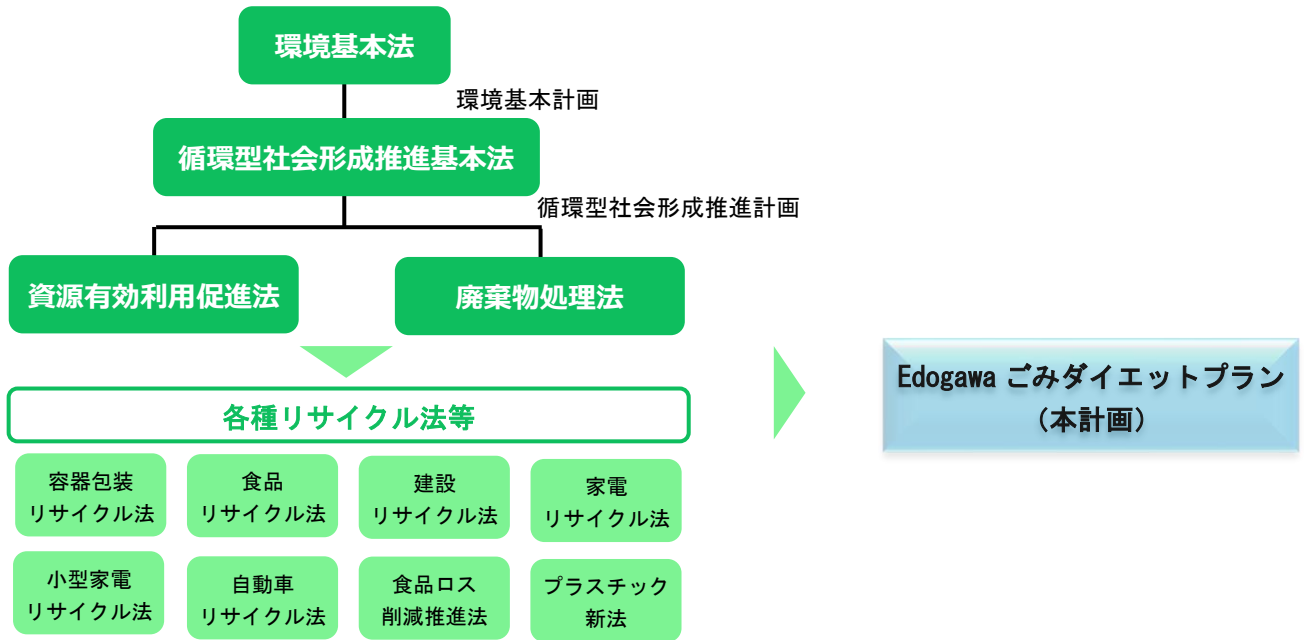
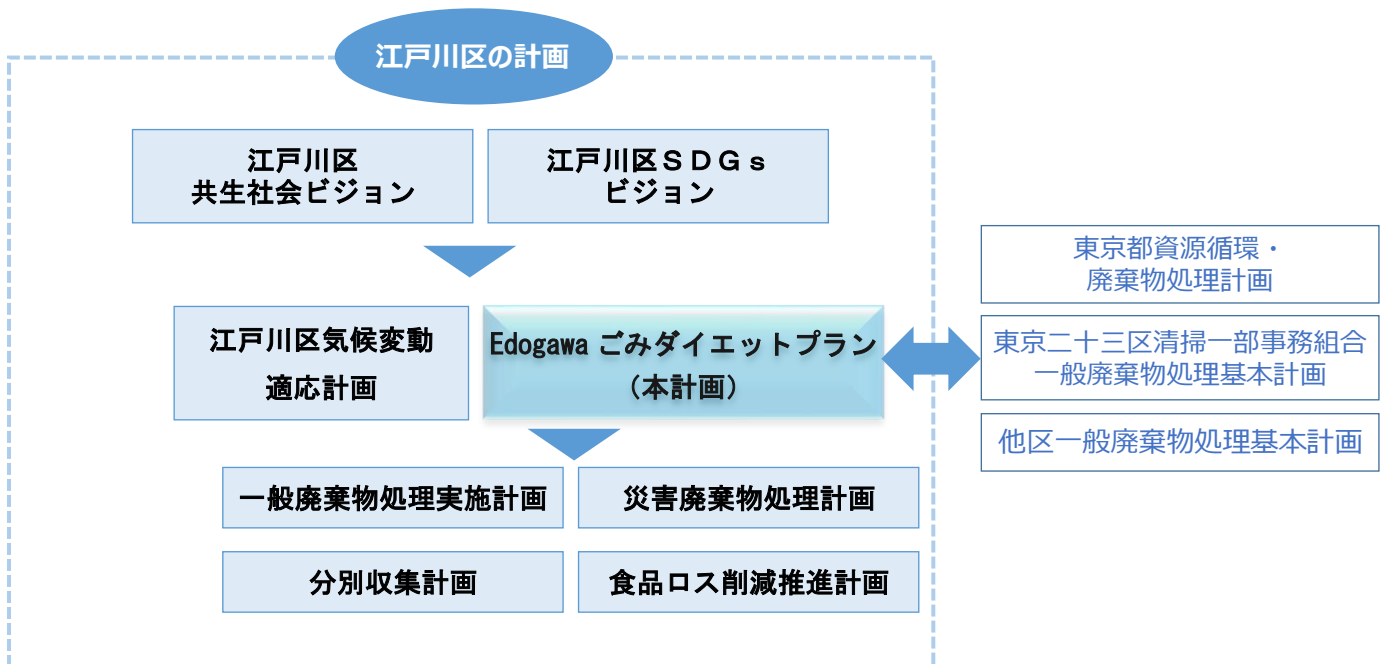


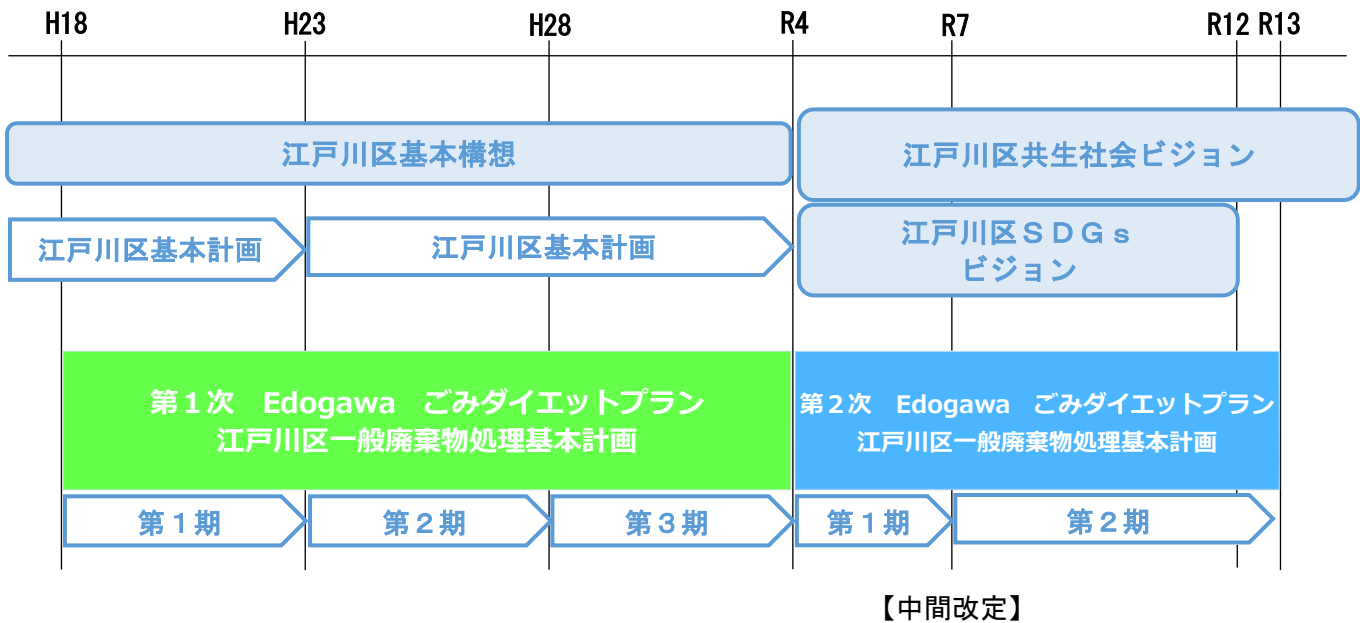
図1-2 本計画と他計画との関係



3 計画期間

本計画は、平成17年度に策定した「Edogawa ごみダイエットプラン江戸川区一般廃棄物処理基本計画」を受け継いだ第2次計画です。計画期間は令和4年度から令和13年度までです。計画策定の諸条件に大きな変動があった場合は、適宜見直しを行うものとします。

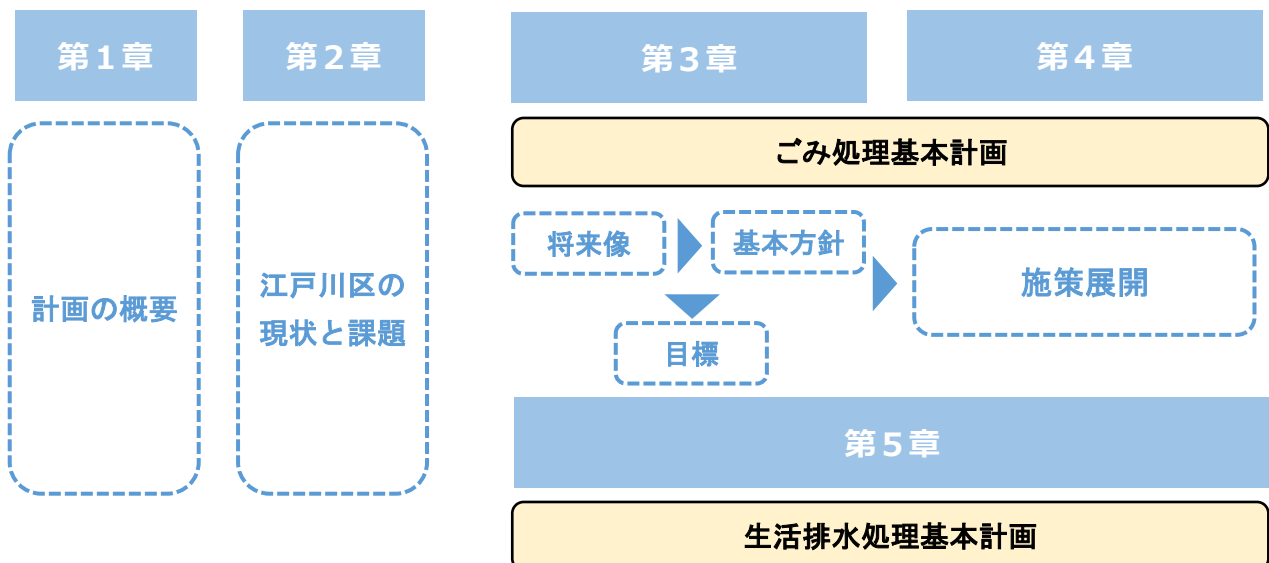
図1-3 計画期間



4 計画の全体像

第1章で計画の目的、位置付け、期間等の概要を示し、第2章で江戸川区の現状と課題を示しました。第3章及び第4章がごみ処理基本計画であり、第3章で将来像、基本方針、目標を設定し、第4章で目標達成に向けた施策展開を示しました。第5章が生活排水処理基本計画で、生活排水に係る現状と今後の方針を示しています。

図1-4 計画の全体像



5 進行管理（PDCAサイクル）

江戸川区の清掃・リサイクル事業の目標の達成状況を管理し、事業効率を向上させ、また事業の透明化を図るために、事業の点検・見直し・評価を行う仕組み（PDCAサイクル）を導入します。

図1-5 PDCAサイクルのイメージ図

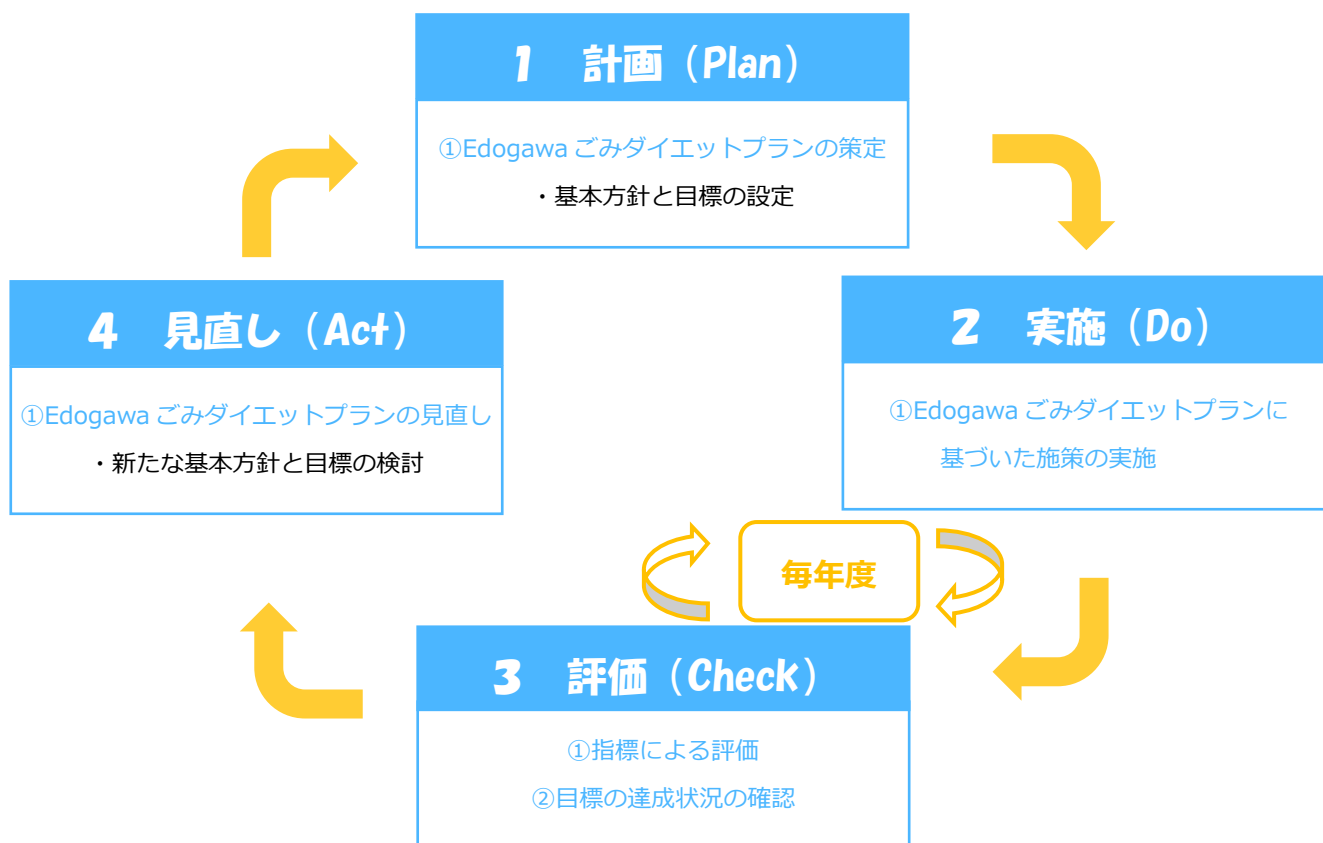


表1 PDCAサイクルによる評価（毎年度実施）

点検・評価の主体	実績数値等に基づき、廃棄物減量等推進審議会において評価します。
点検・評価の方法	行政データや各施策の執行状況・達成状況などを基に毎年度実施し、ホームページ等により公表します。
点検・評価の項目	<ul style="list-style-type: none"> ●基本指標 区民一人1日あたりのごみ量 ●モニター指標 持込ごみ量、区民一人あたりの費用、ごみ・資源1kgあたりの費用、家庭ごみ組成分析調査結果、最終処分量、温室効果ガス排出量 ●取組指標 主な施策の執行・達成状況
見直し・改善の方法	一般廃棄物処理実施計画、分別収集計画に反映します。